

ごみの持込みに来られた皆様へ

令和2年10月1日  
大阪広域環境施設組合

## ごみの搬入に関する遵守事項

工場へのごみの搬入に際しては、工場敷地内において、搬入車両の接触事故やピット転落事故等を防止し、搬入者の安全を確保するため、次の遵守事項を厳守してください。

なお、大阪広域環境施設組合廃棄物適正処分に関する条例第4条及び第10条第1項第2号の規定に基づき、遵守事項に従わない場合は、ごみの受入れを拒否する場合があります。

### 【遵守事項】

- 工場敷地内では、工場職員の指示に従うこと。
- 工場敷地内での搬入車両の運転については、案内看板・搬入動線に従い、道路標識・路面標示を遵守し、速度厳守もしくは徐行運転すること。
- 計量時に投入扉番号を指定する工場では、指定された扉でごみを投入すること。
- 工場へ搬入したごみの投入は、搬入者自身で行うこと。
- 搬入者は、落としたごみは必ずピット内に掃き入れること。
- 搬入者は、車両清掃を工場敷地内で行わないこと。
- 搬入者は、ごみの投入口には、近づかないようにすること。
- ごみの投入に際しては、ごみ投入場所において、工場職員の指示に従い行うこと。
- ピット転落事故が発生した場合には、車両を動かさず、工場職員へ直ちに連絡するか、投入扉に設置した緊急ボタンを押すこと。